

文部科学省による「公的研究費の不適切な経理に関する
調査結果（第2報）」の報道発表と本学の対応について

平成25年5月22日
日 本 大 学

今般、平成25年4月26日に文部科学省による「公的研究費の不適切な経理に関する調査結果（第2報）」が報道発表されました。

本学についての発表内容は、平成19年度以前は8名の研究者が該当し、その額は、16,715,289円、平成20年度以降は2名の研究者が該当し、その額は、30,516,046円となっております。今回の文部科学省の発表では、本学の公表後に文部科学省へ追加報告した1名の研究者の分が含まれており、その内容は、平成21年度から平成23年度にかけて、5,812,438円（うち、公的研究費分4,096,046円）を預け金等として保管したものであります。本学では、平成25年2月12日付けで「研究費等の不適切使用に関する調査結果と今後の対応について」を本学ホームページに掲載し、本件の概要を公表しておりますが、当該研究者に対しては、他の研究者と同等の処分を行いました。

また、再発防止への対応については、すでに本件の概要の中で公表してはいますが、その具体策として、専任教員一人ひとりに対して平成25年3月26日付けで日本大学総長からの声明「研究費の適切な管理及び使用について（通知）」を配付し、本件の周知徹底を図り、さらに、平成25年4月1日付けで、「日本大学研究不正行為防止宣言」を策定し、所管部署である研究推進部が19箇所ある全ての大学院及び学部に出向き、直接専任教員に対して、研究不正行為防止に対する一層の理解と対応を求めることといたしました。

この宣言では、研究活動に対し厳正な姿勢をもって臨むため、研究不正行為を許さず、研究不正行為に関わったものに対して厳重な処分を科すこととしております。

本学は、社会からの信頼と負託に応えるべく、今後も研究費の適正な使用に努めて参ります。

以 上